答申

審査会の結論

実施機関は本件異議申立の対象となった非公開決定を取り消し、個人情報性の高い部分を除き、公開すべきである。

異議申立ての趣旨

異議申立人が平成18年1月10日付で提出した公文書公開請求書に対し行った、名張市長の平成18年1月13日付名障第010007号公文書非公開決定通知書の処分を取り消し、公開を求める。

公開請求のあった公文書

障害程度区分認定モデル事業にかかる国への報告書のうち、医師意見書で自閉症と診断されている人の分の記録(電子データーを含む)。

実施機関の非公開理由

市は、障害程度区分判定等試行事業を実施するにあたり、国がデーター分析業務を委託した受託者と委託契約を締結している。その条項にデータの管理について、第三者への提供の禁止及び委託業務以外の目的に使用禁止が明記されているので、公開に応じなかった。

異議申立の理由

非公開にする根拠条文を明記していない。契約があっても、契約を根拠として非開示にする ことはできないとして、豊田市、岐阜市、名古屋市は一部開示決定をしている。名張市は、厚生 労働省、民間の業者に照会をして、契約の内容・効力について確認をする必要がある。

実施機関の非公開理由説明

障害程度区分判定等試行事業は、国が委託した立教大学と委託業務契約を締結しており、 この契約には機密保持が明記されている。市はこの契約を遵守し非公開決定とした。

また、この事業は、市内30名の障害者に依頼した際、本人と家族に対し、プライバシーについては外部に出すことはないと約束をし、協力の承諾を得た。

医師意見書については、名張市立病院診療情報提供に関する要綱第4条の「診療情報の 提供の申出ができる者」の対象者を参考に、対象外の請求者であるとした。

以上のことから、名張市情報公開条例第6条4項ウの条項に該当するものと判断し、非公開 とした。

異議申立人の意見書

この調査目的及び守秘義務を守るという説明をして本人同意を得たということになっているが、障害者本人に説明したというものではないし、本人がどの程度理解しているかわからない。 厚生労働省に問い合わせしたところ、契約を根拠に非公開処分とすべきであるとの判断はして 答申第13号 平成18年6月19日

いない。守秘義務を守るということになっているが、文書管理、文書処分の規定はない。

審査会の審査

公文書公開請求のあった対象公文書には磁気媒体と、紙媒体があったが、磁気媒体は国に送付し、市で保管しているものは医師意見書と紙に打ち出した報告の一部のみである。

実施機関は、この調査をするにあたり、医師と調査協力者には目的以外には使わないという 誓約をした。また立教大学と市との業務委託契約の中で、目的外の使用の禁止やデーター管 理等の守秘義務があり、契約が完了した後も守秘義務は継続する。実施機関は情報の性格で 開示・非開示を判断したということではなく、協力者との誓約と信頼関係、委託者との契約を非 公開理由としている。契約を根拠として非公開にはできないという考えもある中、名張市は対個 人との信頼関係を保つということで非公開とした。この非公開事由は条例に謳っている非公開 理由ではない。

市民との信頼関係上、行政運営に支障があるということだが、情報公開制度上、行政運営上 支障のある情報の非公開とは、公開することによって状況が著しく悪化することを想定している。 また契約があったからという理由だけでは非公開の理由にならない。一般論としてこういった非 公開理由を認めると、悪用の可能性が出てくる。非公開理由としては適当ではない。

異議申立人は、この請求内容では個人を特定することは出来ないと主張している

情報公開した場合、ある人が自閉症かどうかがわかってしまうか、特定性がどこまであるかという問題があるが、一般的にこの医師意見書のような文書は開示非開示を慎重に判断すべきものである。医療、病歴に関するその人の医療情報は、カルテなどの存在の有無そのものが非公開の対象になりえる個人情報性の高いものである。他の個人情報と比較しても、保護する必要性が高い。このことから普通以上に個人情報について充分配慮する必要がある。病院には「名張市立病院診療情報提供に関する要綱」があり、実施機関がそれに従うのは妥当である。

実施機関の非公開理由(調査対象者に非公開にするという了解を求めたということ)も一理あるが、医師意見書は調査という形をとっているが、具体的には医師と対象者との間のやり取りで行われるような病状の判断、診断で、医療、病歴そのものに関わる内容であり、個人情報性が高く保護されるべきということで非公開妥当である。個人情報性の高さを理由とする。

市が国に送付した電子データーについては、情報の加工性が認められ、個人情報性の低い ものもある。

医師意見書も同じだが、対象者に対する自由記述は個人特定性が高い。一部病状の問題点が具体的に明らかになる自由記述等があり、病気等の情報については特に個人情報保護が求められるところであるので、記述が具体的な部分については非公開を妥当とする。個人情報保護上非開示としなければならない部分を除いては公開も差し支えない。当データーの印刷し

答申第13号 平成18年6月19日

たものは非公開決定を取り消して、部分公開決定をするべきである。 以上の審査により冒頭「審査会の結論」のように判断する。